

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により盛岡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成23年1月18日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 盛南ファッションモール 盛岡市本宮字宮沢51番地

2 届出者の氏名又は名称 株式会社しまむら

3 盛岡市から聴取した意見の概要

駐車需要の充足等交通に係る事項

(1) 周辺の交通状況に与える影響について検討したのであれば、その結果を示されたい。

(2) 荷さばき施設が、隣接する道路や歩道に対してほぼ平行に配置されているため、搬出入車両の出入りにより周辺交通への影響や歩行者の通行に支障をきたすことが考えられる。搬出入車両を安全かつ円滑に出入りさせることができるよう、適切な位置に適切な大きさの荷さばき施設を確保されたい。

備考 本公告に係る盛岡市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。